

# 船舶事故調査報告書

平成24年9月20日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成23年8月25日 10時30分ごろ
発生場所	岩手県 <sup>ひろの</sup> 洋野町八木港東方沖 八木港南港防波堤灯台から真方位090° 2.0海里付近 （概位 北緯40° 20.9′ 東経141° 48.8′）
事故調査の経過	平成23年8月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八共栄丸 <sup>きょうえい</sup> 、9.7トン IT2-4018、小子内浜漁業協同組合 15.59m (Lr) × 3.99m × 1.28m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、平成6年7月17日
乗組員等に関する情報	船長 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年4月26日 免許証交付日 平成23年4月18日 （平成28年4月25日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	たつ折損
事故の経過	本船は、船長ほか7人が乗り組み、八木港東方沖で定置網の敷設作業中、かもい（直径約60cmの浮き玉を18個取り付けた輪状のワイヤ）を船首方の海中から右舷側に沿わし、右舷船首部に設置されているたつ2つ（以下、船首側を「たつA」及び船尾側を「たつB」という。）のうち、たつAにロープで固縛したのち、錨綱の端部から離れた場所に外径24～26mmの巻き綱（以下「本件巻き綱」という。）を取り付け、船尾方の海中から右舷側に沿わし、たつBに掛けて船体中央部の左舷側油圧ドラム（以下「左舷ドラム」という。）で本件巻き綱を巻き揚げ始めた。 船長は、錨綱の端を緩めたところで左舷ドラムを止め、たつBの船尾方の右舷甲板上で錨綱の長さを調整していた際、平成23年8月25日10時30分ごろ、たつBが折損し、本件巻き綱が船尾方に外れて右足大腿部裏側に当たった。

	<p>船長は、右足の付け根をロープで縛って止血を行い、乗組員が錨綱の長さを調整したのち、本船が10時50分ごろ八木港に帰港し、病院に搬送され、右膝窩（膝の裏）部挫創及び右大腿三頭筋断裂と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東北東、風速 0.9m/s 海象：うねり 約1m</p>
その他の事項	<p>本船は、さけ定置網漁に従事する漁船であり、通常、7月中旬から8月初旬まで定置網を敷設していたが、平成23年東北地方太平洋沖地震の影響で定置網の敷設が遅れていた。</p> <p>定置網のかもいは、型枠ロープの四隅に取り付けられていた。</p> <p>錨綱は、一端が海底の錨と砂袋（重量約80kg）100個につながり、他端をかもいに付けた玉っこ（錨綱を取り付ける輪状の綱）につなぎ、玉っこにつないだ部分の長さを調整することにより錨綱の長さを変えていた。</p> <p>本船は、キャプスタンが両舷船首に設置されていたが、本事故の2週間前から左舷側のキャプスタンが陸揚げ修理中であったため、錨綱4本のうち3本の長さの調整においては、かもいに取り付けた船首側の巻き綱を右舷側のキャプスタンで巻き揚げたのち、かもいをロープでたつAに固縛し、船首側の巻き綱を右舷側のキャプスタンから外してから、船尾側の巻き綱をたつBと右舷側のキャプスタンに掛けて左舷ドラムで巻き揚げていた。</p> <p>本船は、本事故時、かもい、玉っこ、錨綱及び本件巻き綱の順につないだ状態で本件巻き綱をたつBに掛けて左舷ドラムで巻き揚げ、錨綱の端が緩んだところで左舷ドラムを止め、船長が玉っこにつないだ錨綱の端を解き、錨綱の長さを調整してからつなぎ直していた。</p> <p>船長は、本事故時、4本目の錨綱の長さの調整を行う際、甲板員が、本件巻き綱を右舷側のキャプスタンに掛けずにたつBに掛け、左舷ドラムに巻いた状態にしていたので、たつBの強度に不安があったが、作業を続けた。また、船首側の巻き綱は、右舷側のキャプスタンに掛けた状態であった。</p> <p>本船は、たつBの溶接部が剝離して折損していた。</p> <p>船長は、定置網の作業経験が約12年であった。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 あり</p> <p>気象・海象の関与 なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>本船は、八木港東方沖で定置網の敷設作業中、たつBに掛けた本件巻き綱を左舷ドラムで巻き揚げ、玉っこにつないだ錨綱の端を緩めたところで左舷ドラムを止め、船長が、右舷側の甲板上で緩めた錨綱の長さを調整していた際、たつBが折損したことから、本件巻き綱がた</p>

	<p>つBから外れて船長の右足大腿部裏側に当たって負傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、八木港東方沖で定置網の敷設作業中、たつBに掛けた本件巻き綱を左舷ドラムで巻き揚げ、玉っこにつないだ錨綱の端を緩めたところで左舷ドラムを止め、船長が、右舷側の甲板上で緩めた錨綱の長さを調整していた際、たつBが折損したため、本件巻き綱がたつBから外れて船長の右足大腿部裏側に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>船舶所有者は、本事故後、たつBを補強する対策を採った。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、常に作業の安全性を考慮し、乗組員に対して作業手順の指導を徹底すること。</li> </ul>